

第4期兵庫県地域福祉支援計画 概要

I 計画の概要

1 計画の策定趣旨

ユニバーサル社会づくりの理念や社会情勢の変化等を踏まえ、第3期計画を改定し、市町の地域福祉推進の新たなガイドラインを示すとともに、県の具体的な支援策を示す。

2 地域福祉推進の意義

少子高齢化、人口減少が進展し、人と人とのつながりが希薄化する中、住民が抱える課題の複雑・多様化等に対応するため、住民をはじめ多様な主体の参画と協働による地域づくり活動や包括的な相談支援体制の構築を通じて、誰もが役割を持ち住み慣れた地域でそのらしく暮らし続けることができる地域社会づくりを進める。

3 計画の位置づけ

少子高齢社会福祉ビジョン等県の基本計画のもと、全県的な地

域福祉の向上をめざし、高齢者、障害者、児童福祉、生活困窮者等の各分野において、取り組むべき共通事項等を示す実施計画

4 地域福祉支援計画と市町地域福祉計画との関係

- 市町が目指すべき地域福祉の基本的方針・仕組みを提示
- 地域福祉を推進する人材の育成、地域づくり活動の活性化、包括的な相談支援体制の構築など県の支援策を提示
- 地域住民や地域団体、社会福祉協議会、行政など各主体の役割や連携のあり方を提示

5 計画期間

2019年度～2023年度（計画期間5年）

II 地域福祉を取り巻く情勢

1 地域社会の現状

- 世帯規模の縮小 [平均世帯人員 2.48人(2010年)⇒2.26人(2025年)兵庫県]
- 人間関係の希薄化 [地域で付き合いがないと感じる人の割合 29.6%(2013年)⇒32.1%(2018年)全国]
- 要支援・要介護認定者数の増加 [30.8万人(2018年)⇒36.2万人(2025年)兵庫県]
- 障害者数の増加 [30.2万人(2010年)⇒33.7万人(2017年)兵庫県]
- 児童虐待数の増加 [相談件数 6,228件(2013年)⇒11,728件(2017年)兵庫県]

2 主な地域福祉政策の動向

- ユニバーサル社会づくり推進条例の制定、総合指針の改定
- 社会福祉法の改正（地域福祉の対象に「社会的孤立」を明記するとともに、住民や地域団体、行政等による分野横断的な支援体制づくりを規定）

III 地域福祉を推進する上での課題

1 複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化

- ダブルケア等複合的課題への対応
- ひきこもり等制度の狭間の課題への対応
- 虐待への対策等権利擁護の仕組みづくり
- 生活困窮世帯の自立・社会参加の促進

2 地域を支える主体の多様化及び裾野の拡大

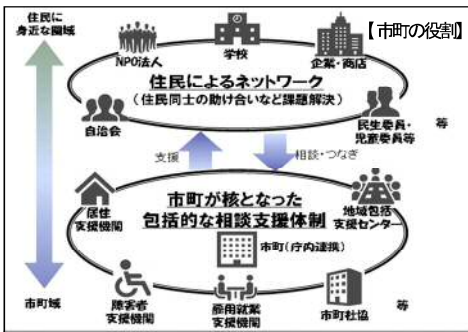
- 地域住民、地域団体、企業、学校など幅広い層の参画促進
- 誰もが社会の中で役割や生きがいが持てる仕組みづくり
- 地域の視点を持った専門職の育成
- 地域住民の協働を促進する場づくり

3 住民が主体となった地域づくりの推進

- 住民の主体的活動に対する支援の充実
- 地域課題等に関する住民間の情報共有を促進
- 平常時から、災害時を想定した住民交流の充実
- 産業や雇用、まちおこし等と連携した福祉活動

4 行政における庁内連携体制の充実

- 福祉部局と地域づくり部局との協力体制の強化
- 高齢者、障害者、児童、住宅等庁内連携の強化



- 【県の役割】
- ・包括的相談支援体制構築支援
 - ・先導的な地域づくり活動支援

IV 基本目標・基本理念・推進方策

基本目標 多様なつながりが創るユニバーサルひょうご

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い支え合う社会づくりをめざす

基本理念

- ①ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の視点
- ②リスクマネジメント(生活・福祉課題の発生予防・対応)の視点
- ③コミュニティづくりの視点

【推進方策】

1 地域住民や地域団体等から構成されるネットワークの構築

- (1) 市町の実情に応じた重層的な圏域(エリア)の設計
- (2) 地域福祉ネットワークの構築
- (3) 課題解決に向けた発展的な仕組みづくりの推進

【主な県施策】

- 地域見守りネットワーク応援協定
- 子育て応援ネットの推進
- 災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業

2 包括的な相談支援体制の構築

- (1) 市町域における包括的な相談支援体制の構築
- (2) 民生委員・児童委員と地域団体等との連携推進
- (3) 市町社会福祉協議会や地域包括支援センター等の機能充実
- (4) 課題解決のための多職種・地域の連携促進
- (5) 生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進
- (6) 権利擁護支援体制の充実

【主な県施策】

- 民生委員協議会機能強化補助事業
- 地域包括支援センター機能強化
- 生活困窮者自立支援事業
- 障害者虐待防止・権利擁護体制推進事業
- 法人後見・市民後見体制整備事業

3 地域福祉を推進する人材育成

- (1) 住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援
- (2) ユニバーサル社会づくりの実現に向けた意識の啓発と取組の推進
- (3) 福祉専門職の適切な配置及び資質向上(地域づくりの専門職、対人支援を行う福祉専門職)
- (4) 民生委員・児童委員の担い手の確保
- (5) 高齢者、障害者、若者、子育て中の親、企業、学校等幅広い層の参画の促進
- (6) 福祉・介護人材の確保・育成・定着と外国人人材の受入れ促進

【主な県施策】

- 高齢者自立支援ひろば運営支援事業
- ユニバーサル社会づくりの充実強化事業
- 地域包括支援推進事業
- 民生委員活動費用弁償費補助事業
- シニア起業家支援事業
- 総合衛生学院介護福祉学科開設

4 地域づくり活動の活性化

- (1) 地域経済・資源循環と一体となった福祉の地域づくりの推進
- (2) 地域を支える団体の体制強化
- (3) 社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動の推進
- (4) 災害時に備えた平時からの地域づくりの推進
- (5) 住民による主体的な健康づくりの推進
- (6) 認知症の予防・早期発見、地域で支える仕組みの構築
- (7) 障害者の障害者支援施設等からの地域移行・地域定着を支援
- (8) 寄附文化の醸成
- (9) 福祉部局と地域づくり部局との協力体制の構築

【主な県施策】

- 地域再生大作戦
- 地域づくり活動応援事業
- 地域サポート施設の推進
- 災害時要援護者対策事業
- 健康ひょうご21大作戦の推進
- 認知症地域支援推進員の養成・活動支援
- グループホーム新規開設サポート事業
- ふるさとひょうご寄付金の募集

5 地域福祉の推進基盤の強化(市町地域福祉計画の実効性を高める)

- (1) 各主体の協働推進
- (2) 地域福祉推進計画との連携推進
- (3) 市町地域福祉計画の進行管理・評価の実施
- (4) 行政職員の意識改革(分野横断的な人材の養成)

【主な県施策】

- 社会福祉政策への提言説明会
- 地域福祉に関する市町別データの収集整理
- 福祉人材研修センターにおける職員研修

【主な数値目標】

○地域福祉ネットワークの構築
・地域見守りネットワーク応援協定数:
29団体(2018年)⇒50団体(2023年)
・ネットワークの構築数:13市町(2018年)⇒全市町(2023年)

○包括的な相談支援体制の構築
・成年後見支援センターの設置数:
8箇所(2018年)⇒33箇所(2023年)
・包括的相談支援体制づくり推進者数:
—(2018年)⇒250人(2023年)

○地域福祉の担い手の拡大
・民生委員・児童委員の充足率:
97.2%(2018年)⇒98.2%(2023年)

○幅広い層の参画
・地域相互見守りモデル事業実施団体数:
20団体(2018年)⇒全市町展開(2023年)

○社会福祉法人による地域づくり活動の活性化
・社会福祉法人連絡協議会設置数:
27市町(2018年)⇒全市町(2023年)

○地域団体等による地域づくり活動の活性化
・地域福祉活動支援事業の成功団体数:
2団体(2018年)⇒20団体(2023年)

○包括的な相談支援体制による推進基盤の強化
・体制を構築する市町数:
12市町(2018年)⇒全市町(2023年)

計画の進捗管理・評価

① 庁内ワーキンググループの設置(県施策のフォローアップ、庁内連携推進)

② 社会福祉審議会等による評価の実施(第三者委員会による対応策検討)

③ 市町に対する県の支援(計画未策定市町への支援、市町別地域福祉データの提供)